

本体着工に向けて準備が進められている立野ダム問題についてお尋ねします。

私は、治水対策を進めるうえでの大原則として、もし万が一の事故・トラブルが発生しても住民に危険が及ばないように安全に事態を収束させる、いわゆるフェイルセーフの立場が絶対に必要な要件だと考えます。

こうした観点を前提に、立野ダムと国賠法の問題についてお尋ねします。

国家賠償法第一条は、「国または公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行なうについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国または公共団体が、これを賠償する責に任ずる」「2 前項の場合において、公務員に故意または重大な過失があったときは、国または公共団体は、その公務員に対して求償権を有する」とあります。

私は、もし万が一、立野ダム建設により、住民に深刻な被害をもたらされるような事態が生じた場合、以下に述べる理由から、熊本県知事およびこれにかかわった歴代土木部長、担当職員等に対し、損害賠償を求める必要が生じる場合もあり得ると考えております。

第一に、ダム建設に問題はないとする国交省や技術委員会の結論を支持するのみで、独自の検証に背を向けてこられた点であります。2016年9月議会では、爪楊枝などを使って行った模型実験でもって、放流孔の穴づまりは起こらないとする国交省の結論、これには専門家からも疑問の声が上がっていることを紹介し、より現実の水害に近い実験検証を訴えました。また地表に現れていない断層の動きについて、トレンチ掘削による地下構造調査を国に求めるべきだと訴えました。しかしいずれも形式的な技術委員会の結論をそのまま支持し国に調査を求めることをされませんでした。2017年6月議会でお尋ねしたダム上流部での土砂崩落の懸念に対しては、国において必要な対策が適切に実施されるものと考えていると答弁されましたが、国交省の斜面崩落対策の文書を見ると、湛水地周辺以外の崩落斜面は技術指針に基づく精査の対象になっていないとして、国交省として責任を負わない姿勢を示しています。熊本県は、こんな国交省、技術委員会の言い分に何ら異議や疑問を唱えることなく受け入れてきたわけであります。

第二に、流域住民が繰り返し求める地域ごとの住民説明会開催の要望に背を向け続けています。その結果住民が立野ダムに対する疑問や意見を表明する権利と機会がほとんど保証されていないと言わざるを得ません。

私は、もし万一立野ダムにおいて重大な事故が発生した際には、国賠法に基づく求償権が熊本県に生じると考えますが、知事はどのようにお考えでしょうか。また、私はそうした悲劇的な事態を生まないためにも、県のほうからぜひ国交省に対し、必要な調査の実施、および住民説明会の開催など、説明責任を果たすよう求めるべきだと考えますがいかがでしょうか。ご見解をおたずねします。

(切り返し)

熊本地震で崩落した阿蘇大橋は、右岸左岸が地震でずれたために崩落した可能性があるという土木学会の見解が出されました。新しい阿蘇大橋は地盤が動いても落橋しない構造が採用されています。これが冒頭紹介したフェールセーフであります。ところが阿蘇大橋から至近距離に建設される立野ダムの右岸左岸は絶対にずれないと国交省はおっしゃいます。なぜ絶対にずれないと言い切れるのか、それは地盤が動くようなところにはダムをつくってはならないという決まりがあるからであります。トレンチ掘削調査もやらずに、ダムサイトの地盤は

絶対に動きませんという安全神話をもちこんで本当にダム建設進めてよいのでしょうか。もし南海トラフのような巨大地震が発生すれば、別府島原地溝帯への影響も懸念されるため、南海トラフ地震防災対策推進地域の中に阿蘇市も含まれております。私は、国交省の立野ダム安全神話に熊本県は巻きこまれてはいけないと思います。ダムによらない治水対策についても熊本県は黒川遊水地群など、全国にさきがけた取り組みを進めているではありませんか。想定外の異常気象や活断層の活動など、かつて経験したことのないような事態を身をもって経験した私達は、後世を生きる熊本県民に安心という財産を残すべきであります。立野ダム本体着工を前に、今一度熊本県が勇気をもって国に声をあげることを強く求めて次の質問に移ります。